

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第 26 条第 3 項及び第 4 項の改正について

平成 23 年 3 月 8 日  
金融庁・総務省

## 1. 保険業法施行規則改正の背景

保険会社のソルベンシー・マージン比率 については、現在、単体ベースのみ適用されているところである。しかしながら、①近年、保険業界の組織再編が進む中、グループ内の他の会社が借入れにより調達した資金で保険会社の増資を行なうといった事例が見られるようになっており、グループ全体の財務の健全性を定量的に把握する必要性が高まっていること、②また、先般の金融危機の教訓として、グループ内の他の会社の経営悪化に起因する問題が保険会社に危機を招きかねないことなどから、国際的な議論の場においても、連結ベースの財務健全性基準等に関する議論が進められているところである。

このような状況を踏まえ、グループ全体の財務状況を定量的に把握し、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に認識すること等を目的として、平成 22 年 5 月、金融商品取引法等の一部を改正する法律における保険業法の一部改正として、連結ベースのソルベンシー・マージン比率が導入された（保険業法第 130 条）。

今般の保険業法施行規則等の改正は、その具体的な計算方法を規定するとともに、行政庁に提出する報告書類として、連結ベースのソルベンシー・マージン比率の状況（保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面）を追加するものである。なお、適用開始時期については、平成 24 年 3 月期決算とする。

※保険会社が、「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本などの支払余力を有するかを示す健全性の指標

## 2. 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第 26 条第 3 項、第 4 項の改正

今般の保険業法施行規則改正により、保険会社は、従前から提出が求められている、保険会社又は保険持株会社グループにかかる事業概況書及び連結財務諸表等に加え、連結ベースのソルベンシー・マージン比率の状況等を記載する「保険金等支払能力の充実の状況に関する書面」を提出することとなる（保険業法施行規則第 59 条第 4 項及び第 5 項）。

これに伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令においても、郵便保険会社が提出すべき連結ベースの書類に、「保険金等支払能力の充実の状況に関する書面」を追加するものである（郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第 26 条第 3 項及び第 4 項）。

郵政民営化法第 151 条第 2 号において、命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取が定められているところ

## 参 考

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便保険会社の業務報告書等）</p> <p>第二十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百四十四条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の郵便保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、<u>中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</u>に分けて、保険業法施行規則別紙様式第六号の三の例により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 法第百四十四条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、<u>連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</u>に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号の三の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（郵便保険会社の業務報告書等）</p> <p>第二十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百四十四条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の郵便保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、<u>中間事業概況書及び中間連結財務諸表</u>に分けて、保険業法施行規則別紙様式第六号の三の例により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 法第百四十四条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書及び<u>連結財務諸表</u>に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号の三の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>

(参照条文)

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

(健全性の基準)

第三十条 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一・二 (略)

第一百条 (略)

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前2項の報告書の記載事項、提出期日これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

保険業法施行規則改正案（平成八年大蔵省令第五号）（抄）

(業務報告書等)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第一百条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

5 法第一百条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（業務報告書等）

第百四十四条（略）

- 2 郵便保険会社が保険業法第百十条第二項に規定する子会社等を有する場合には、郵便保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一（略）

- 二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第八項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。